

第5章

サービスの提供について

～成果目標とサービスの見込み量～

第六期小平市障害福祉計画

第二期小平市障害児福祉計画

1 計画の基本的な考え方

(1) 「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の基本的理念

国が示した「基本指針」では、市町村及び都道府県は、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定することとされています。

- 1 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保
- 7 障がい者の社会参加を支える取組

(2) サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

① 障害福祉サービス

障害福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

- 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- 2 希望する障がいのある人等に日中活動系サービスを保障
- 3 グループホーム等の充実を図り、地域生活支援拠点の整備を推進
- 4 福祉施設から一般就労への移行等を推進
- 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

② 相談支援

障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むために、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を図ります。

③ 障がい児の支援

障がい児については、保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図り、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を進めます。

2 成果目標

施設入所者が地域生活への移行を目指せるよう、切れ目のない支援の実現のために、関係機関等と連携しながらそれぞれの役割に応じた支援に取り組む必要があります。

また、一般就労を希望する障がいのある人に、企業等で働く機会を拡大するための支援を行っていく必要があります。

これらの「地域生活への移行」や「就労支援」といった課題に対応するため、令和5（2023）年度を目標年度とする成果目標を、国の「基本指針」に示された内容やこれまでの計画の進捗状況、及び令和元（2019）年度に実施した障がい者実態調査（アンケート）調査の結果等を踏まえ設定しました。

（1）施設入所者の地域生活への移行

市の現状、考え方と成果目標

令和元（2019）年度末現在の施設入所者数は、113人でした。

国の基本指針によれば、令和5（2023）年度末までに、そのうちの6%（6.8人）以上が地域生活へ移行し、入所者数を1.6%（1.8人）以上削減することを目指すこととなります。

施設入所者の高齢化や重度化が進行していますが、国の基本指針を参考に、令和5（2023）年度末までに、施設入所者のうち9人（8%）が地域生活へ移行することを目指します。

また、施設入所者数については、入所を希望する人への支援を提供しつつ、令和5（2023）年度末までに、令和2（2020）年3月31日現在の施設入所者数から6人（5.3%）削減することを目指し、地域生活への移行の取組を進めます。

【国の基本指針の主旨】

- 令和5（2023）年度末時点において、令和元（2019）年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活（グループホーム、一般住宅など）に移行することを基本とする。
- 令和5（2023）年度末時点の入所者数を令和元（2019）年度末時点の入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

第5章 サービスの提供について～成果目標とサービスの見込み量～

項目	数 値	備考（考え方）
令和元（2019）年度末入所者数（A）	113 人	令和2（2020）年3月31日時点の入所者数
【目標値】地域生活移行者数（B）	9 人 (8%)	(A)のうち、令和5（2023）年度末までに、地域生活へ移行する人の目標数
新たな施設入所支援利用者（C）	3 人	令和5（2023）年度末までに、新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
令和5（2023）年度末の入所者数（D）	107 人	令和5（2023）年度末の利用人員見込み (A-B+C)
【目標値】入所者削減見込み（E）	6 人 (5.3%)	差引減少見込み数 (A-D)



(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

市の現状、考え方と成果目標

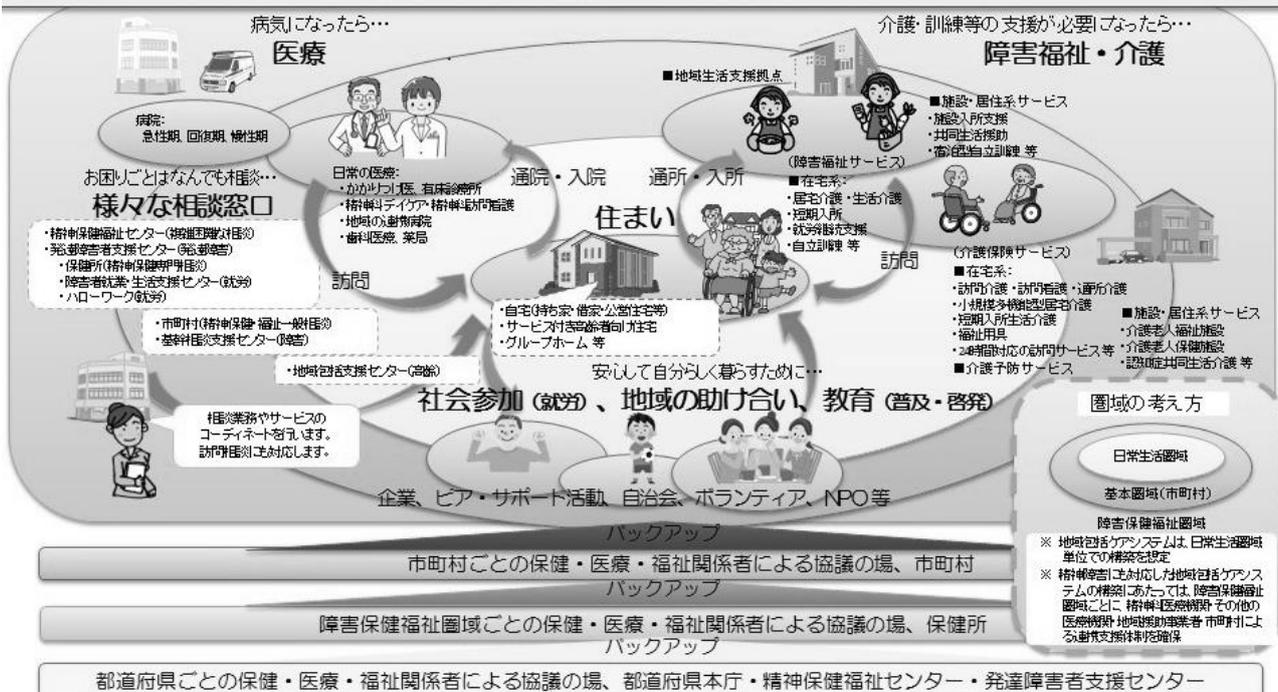
令和2（2020）年度に、保健・医療・福祉関係者による協議の場として「小平市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム連絡会」を設置しました。この連絡会において、精神病床からの地域移行や精神障がい者とその家族が抱える様々な課題について検討を行い、地域移行した精神障がい者だけでなく、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう切れ目のない支援と地域づくりを目指します。

【国の基本指針の主旨】

- ・令和5（2023）年度末までに、精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数を316日以上とすることを基本とする。
- ・その上で、差別や偏見がなく、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取り組みを推進する。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



厚生労働省ホームページより

(3) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

市の現状、考え方と成果目標

地域生活支援拠点等の整備について、目標を令和5（2023）年度末までとし、可能な限り早期に実施できるよう努めます。

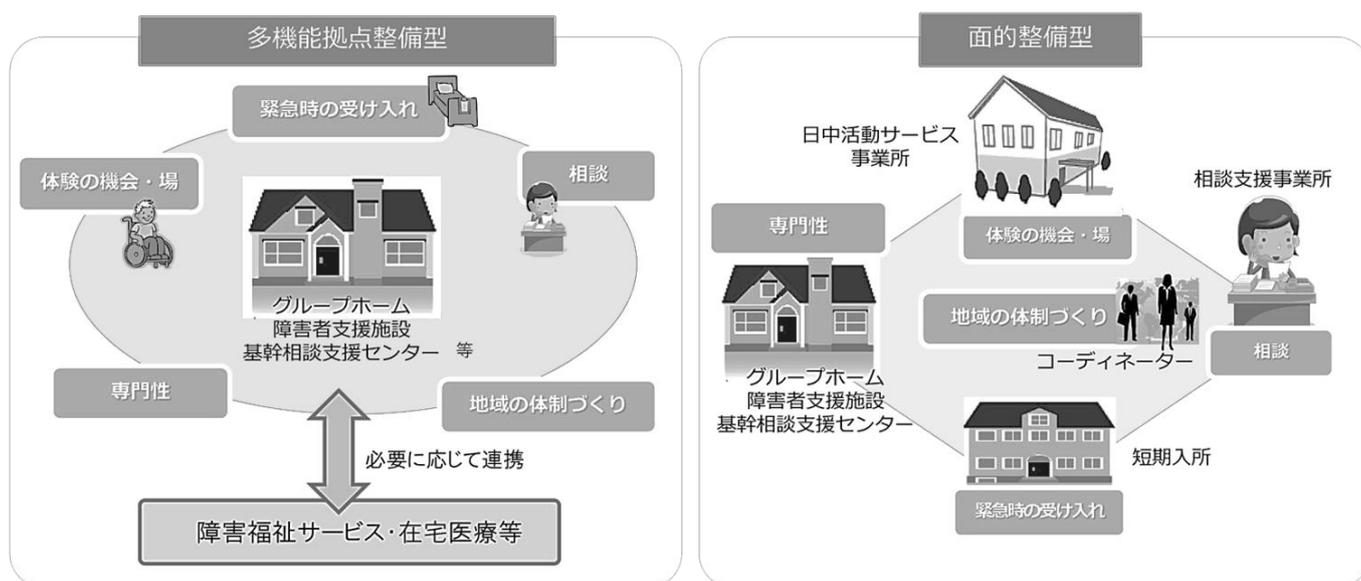
整備にあたっては、地域の複数の機関が分担して機能を補う面的整備を基本とし、地域生活支援拠点等の整備に必要な緊急時の対応などの5つの機能を実現するために、障害福祉サービス報酬加算を活用した取組を進めるとともに、小平市圏域として、具体的な仕組みづくりに向けて取り組んでいきます。

整備後には、機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討します。

【国の基本指針の主旨】

- ・障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の迅速・確実な対応が図られる支援体制として、地域生活支援拠点等の整備を推進する必要がある。
- ・市町村または各都道府県が定める「障害福祉圏域」において、令和5（2023）年度末までに、障がいのある人の地域での生活を支援する機能の集約を行う地域生活支援拠点等を、少なくとも1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

地域生活支援拠点等の整備のイメージ図



厚生労働省ホームページより

地域生活支援拠点等の整備にあたって求められる5つの機能

- 相談（地域移行、親元からの自立など）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホームなど）
- 緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性、対応力向上など）
- 専門性（人材の確保・養成、連携など）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置など）

基幹相談支援センターの設置について

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、人材の育成、相談支援事業所等からの困難事例等に関する専門的な指導・助言、地域の関係機関との連携強化の取組などを実施することを目的として設置されます。

障がいのある人の地域生活を支援するため、サービス等利用計画・障害児支援利用計画に基づき、障害福祉サービス等の適切な利用を支え、各種ニーズに対応できるよう、基幹相談支援センターを設置することにより、相談支援体制の強化を図ることが求められています。

地域生活支援拠点に求められる機能である、「相談」、「専門性」、「地域の体制づくり」は、基幹相談支援センターの機能と共通する部分があるため、基幹相談支援センターの設置について、あわせて検討します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

① 福祉施設から一般就労への移行者数

市の現状、考え方と成果目標

第五期障害福祉計画では、令和2(2020)年度に一般就労へ移行する人数の数値目標は30人でしたが、令和元(2019)年度の実績では29人でした。

市では、これまでの実績及び地域の実情等を踏まえて、令和5(2023)年度中に福祉施設から一般就労へ移行する人の数を37人(27%増)とすることを目指します。

【国の基本指針の主旨】

- 令和5(2023)年度において、障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援)を通じて同年度中に一般就労に移行する人の数が、令和元(2019)年度の移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業から一般就労に移行する人の数は1.30倍以上、就労継続支援A型事業から一般就労に移行する人の数は概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業から一般就労に移行する人の数は概ね1.23倍以上とすることを基本とする。

項目	数値	備考
現在の年間一般就労移行者数 (A)	29人	令和元(2019)年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	37人	令和5(2023)年度において福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人の数
【目標値】就労移行支援事業からの年間一般就労移行者数	26人	(A)のうち、就労移行支援事業を通じて一般就労した人数20人×1.30
【目標値】就労継続支援A型事業からの年間一般就労移行者数	1人	(A)のうち、就労継続支援A型事業を通じて一般就労した人数1人×1.26
【目標値】就労継続支援B型事業からの年間一般就労移行者数	10人	(A)のうち、就労継続支援B型事業を通じて一般就労した人数8人×1.23

② 就労定着支援事業所の利用者数と就労定着率

市の現状、考え方と成果目標

就労移行支援事業所の令和元（2019）年度末時点の利用者は 52 人で、平成 29（2017）年度 33 人、平成 30（2018）年度は 55 人と増加傾向を示しています。これは、市外の事業所の利用者が増えたことや、特に精神障がいの方が、就労移行支援事業所に通所し、一般就労することが増えていることが要因です。

市では、これまでの実績及び地域の実情等を踏まえつつ、前ページの①の成果目標（一般就労移行者数）を達成するために、以下のとおり目標を設定します。

【国の基本指針の主旨】

- ・就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ・就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

項目	数値	備考
【目標値】 就労定着支援事業の利用率	70%	令和5（2023）年度において一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用率
【目標値】 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所	70%	令和5（2023）年度において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所

児童福祉法に基づく 『第二期小平市障害児福祉計画』

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

市の現状、考え方と成果目標

令和4（2022）年度を目途に障害者福祉センターの改修及び増築により、発達支援相談拠点の機能を併せ持つ児童発達支援センターの設置を進めます。

保育所等訪問支援は、児童発達支援センターにおいて実施するとともに、令和5（2023）年度末までに、利用しやすい体制の構築を目指します。

【国の基本指針の主旨】

- ・令和5（2023）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置することを基本とする。
- ・令和5（2023）年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

児童発達支援センターの設置について

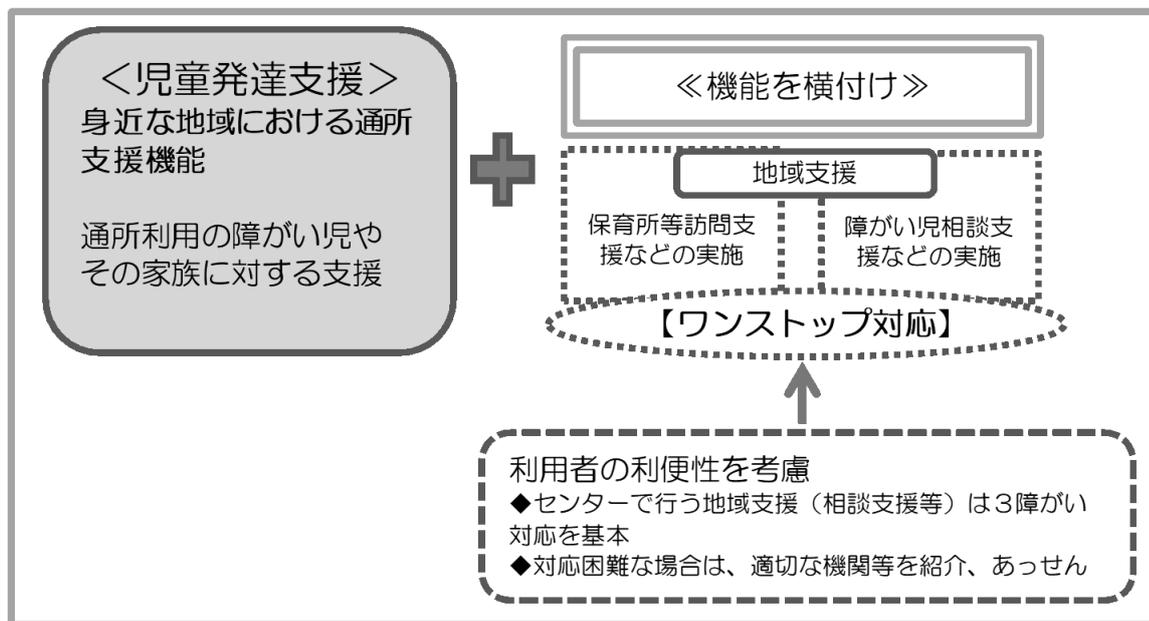
児童発達支援センターは、通所利用者に対してだけでなく、施設の有する専門性を活かし、地域の障がい児やその家族からの相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行います。

児童発達支援センターは、福祉型児童発達支援センターとし、発達の気になる子どもや家族の支援を行う地域の中核的な役割を担い、併せて、発達を支援するための窓口を行います。

児童発達支援センターでは相談窓口から専門的な支援へつないでいく発達支援を展開するとともに、教育委員会等の関係機関と連携し、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援の提供体制の構築を目指していきます。

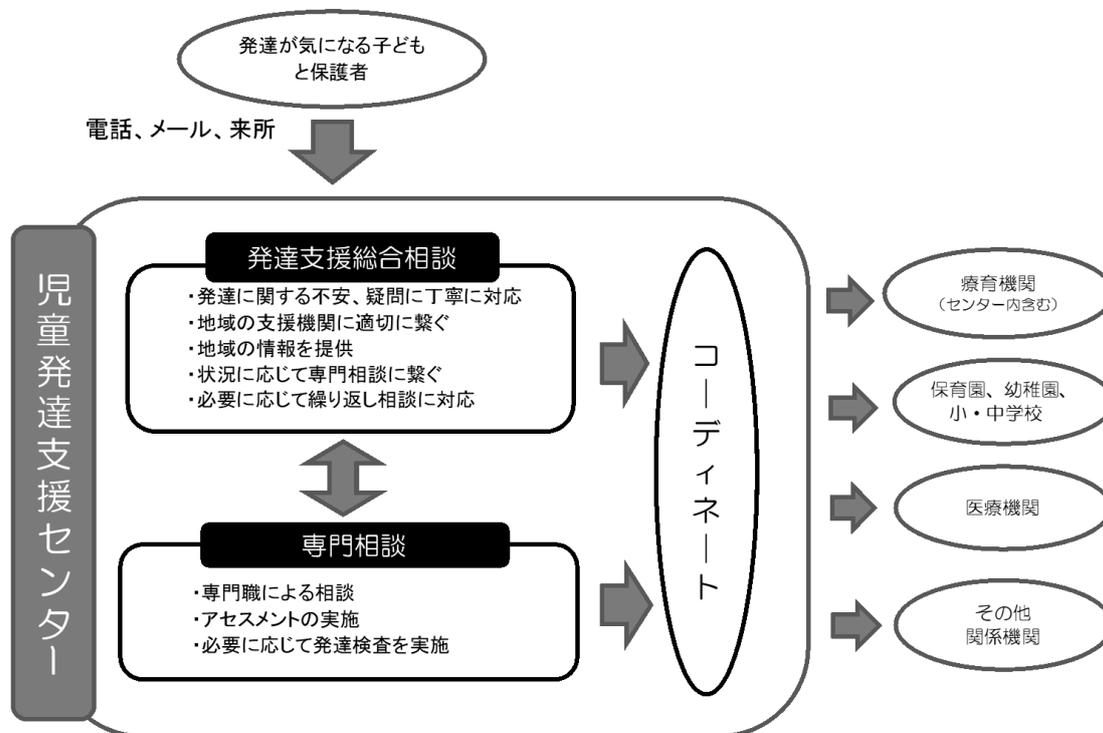


<福祉型児童発達支援センターのイメージ図>



※厚生労働省ホームページより

児童発達支援センターにおける相談の流れ<イメージ>



※小平市児童発達支援センター検討委員会報告書より抜粋

- ② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

市の現状、考え方と成果目標

令和2（2020）年度までに、市内において、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が2か所及び放課後等デイサービス事業所が2か所開設されています。

今後、サービスの向上を図るとともに、新たな事業所の開設についても事業者へ働きかけます。

【国の基本指針の主旨】

- ・重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5（2023）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

- ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

市の現状、考え方と成果目標

令和元（2019）年度に、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための連絡・調整の場として、「小平市医療的ケア児を支援する連絡会」を設置しました。

この連絡会で、実態把握を行い、災害時の支援体制の構築等を進めるとともに、令和5（2023）年度までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置について検討します。

【国の基本指針の主旨】

- ・医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるように、令和5（2023）年度末までに各市町村において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

市の現状、考え方と成果目標

令和5(2023)年度までに、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保することを目指します。

総合的・専門的な相談支援	増え続ける障がい者やその家族の相談支援に対応するために、相談支援事業所の増設に向けた積極的な働きかけを行います。
地域の相談支援体制の強化	地域自立支援協議会の相談支援ワーキングを活用して、相談支援事業者に対する指導・助言等や、人材育成を支援し、連携の強化に取り組みます。

【国の基本指針の主旨】

- ・各区市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保することを基本とする。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

市の現状、考え方と成果目標

令和5（2023）年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを目指します。

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	東京都が開催している障害支援区分認定調査、権利擁護事業、障害者虐待防止等の各研修への市職員の参加を必須として、障がい者施策への理解の向上に努めます。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	報酬請求の審査を適正に行うとともに、その審査結果の分析を活用して、事業所と共有する体制について検討します。
指導監査結果の関係市町村との共有	東京都と連携を図り、指導監査結果について近隣自治体と共有するよう連携に努めます。

【国の基本指針の主旨】

- 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築することを基本とする。

3 障害福祉サービス・相談支援・障がい児支援等の見込み量

■ サービスの体系と見込み量について

障がいのある人への福祉サービスは、「訪問系サービス」・「日中活動系サービス」・「居住系サービス」の3類型から成る「指定障害福祉サービス」（全国同一内容のサービス）、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「児童福祉法による障害児通所支援・障害児相談支援」から構成されます。

「地域生活支援事業」については、利用料等具体的な内容を市町村が主体的に、地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスであり、小平市の障がい福祉施策の特色を出すものとして、適切なサービスメニューを実施しています。

また、小平市独自の事業として、「就労支援事業」などの「地域福祉推進事業」を実施しています。

サービスの見込み量については、国の基本指針に即し、サービス提供体制の確保を図るため、これまでの実績を踏まえつつ、推計しています。

なお、国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、令和5年度における精神障がい者の退院に関する目標値を定め、東京都では、その目標値に沿い、成果目標を設定しています。

市においては、国や東京都の動向を踏まえ、入院中の精神障がい者の地域生活への移行を進めるために必要なサービス量（地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助など）を含めて見込んでいます。

※地域へ戻る精神障がいのある人の数は、国が退院見込者数を都道府県に通知し、退院する患者の住所地データに基づき、東京都が各自治体に人数をあん分しています。

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することにより、精神病床に1年以上長期入院する患者のうち一定数は地域生活への移行が可能となることから、国が示す、退院して地域（小平市）へ戻る精神障がいのある人89人が、指定障害福祉サービス等を円滑に利用できるようにする必要があります。

第5章 サービスの提供について～成果目標とサービスの見込み量～

【障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の体系】

		事業名			事業名
1	(1) 訪問系サービス	① 居宅介護（ホームヘルプ）	4	(1) 必須事業	① 理解促進研修・啓発事業
		② 重度訪問介護			② 自発的活動支援事業
		③ 同行援護			③ 相談支援事業
		④ 行動援護			④ 成年後見制度利用支援事業
		⑤ 重度障害者等包括支援			⑤ 成年後見制度法人後見支援事業
	(2) 日中活動系サービス	① 生活介護			⑥ 意思疎通支援事業
		② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）			⑦ 日常生活用具給付等事業
		③ 就労移行支援			⑧ 手話奉仕員養成研修事業
		④ 就労継続支援（A型・B型）			⑨ 移動支援事業
		⑤ 就労定着支援			⑩ 地域活動支援センター
		⑥ 療養介護		(2) 任意事業	① 訪問入浴サービス事業
		⑦ 短期入所（ショートステイ）			② 日中一時支援事業
	(3) 居住系サービス	① 自立生活援助			③ 自動車運転免許取得費補助事業
		② 共同生活援助（グループホーム）			④ 自動車改造費補助事業
		③ 施設入所支援			⑤ 点字・声の広報等発行事業
2	相談支援	① 計画相談支援	⑥ 社会参加支援事業		
		② 地域移行支援	5	地域福祉 推進事業	① 障害者就労・生活支援センター ほっと
		③ 地域定着支援			② 働く場・訓練の場の拡大
3	障がい児支援	① 児童発達支援			③ 福祉施設等における仕事の確保に向けた 取組の推進
		② 医療型児童発達支援			④ 障がい者自立体験事業
		③ 放課後等デイサービス			
		④ 保育所等訪問支援			
		⑤ 居宅訪問型児童発達支援			
		⑥ 障害児相談支援			

1 指定障害福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

【事業名と内容】

事業名	内容
① 居宅介護	在宅の障がいのある人のもとにホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護を行い、日常生活を支援します。
② 重度訪問介護	在宅の常時介護を必要とする重度の肢体不自由者、または重度の知的・精神障がい者で行動障がいを有する人に、自宅における入浴、排せつ、食事等の介助、外出時の移動支援等を総合的に行います。
③ 同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行います。
④ 行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しく困難を有する障がい者・児であって、常時介護を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援や外出時の移動支援等を行います。
⑤ 重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がい者・児の中でも特に介護の必要性が極めて高い人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、行動上著しい困難を有する人に、居宅介護等を包括的に行います。

【見込み量】

事業名	区分	第五期（実績）		第六期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 居宅介護 ② 重度訪問介護 ③ 同行援護 ④ 行動援護 ⑤ 重度障害者等包括支援	合計時間数 (時間/月)	13,357.25	15,006.75	16,289	16,487	16,684
	実利用者数 (人/月)	286	273	296	299	302

第5章 サービスの提供について～成果目標とサービスの見込み量～

(参考) 見込み量の事業別内訳

事業名	区分	第五期（実績）		第六期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 居宅介護	合計時間数 (時間/月)	2,923.25	2,886.25	3,116	3,167	3,218
② 重度訪問介護	合計時間数 (時間/月)	8,604	10,888.5	11,307	11,433	11,558
③ 同行援護	合計時間数 (時間/月)	789	483	812	831	850
④ 行動援護	合計時間数 (時間/月)	1,041	749	1,054	1,056	1,058
⑤ 重度障害者等 包括支援	合計時間数 (時間/月)	0	0	0	0	0

【サービス量の確保のための方策】

事業名	サービス量確保のための方策
① 居宅介護 ② 重度訪問介護 ③ 同行援護 ④ 行動援護 ⑤ 重度障害者等包括支援	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービスの利用希望は多いことから、引き続き質の高いサービスを必要な量提供できるように努めます。 ・指定事業者へサービス量の確保と内容の充実を図るよう働きかけるとともに、人材の確保・育成の支援に努めます。 ・特に、外出を支援するヘルパーが不足しているため、ヘルパーの確保・育成策を検討します。

(2) 日中活動系サービス

【事業名と内容】

事業名	内容
① 生活介護	常時介護を必要とする障がいのある人に、日中、障がい者支援施設において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
② 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活、社会生活を目指し、一定期間、身体機能または生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
③ 就労移行支援	一般企業等への就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識と能力の向上のための訓練を行います。
④ 就労継続支援 (A型・B型)	<p>一般企業等での就労が困難な障がいのある人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、就労に向けた支援を提供します。</p> <p>「就労継続支援A型(雇成型)」は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会を提供します。</p> <p>「就労継続支援B型(非雇成型)」は、雇用関係を結ばず就労の機会や生産活動の機会を提供します。</p> <p>これらを通じてA型・B型ともに、必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援を提供します。</p>
⑤ 就労定着支援	新たに雇用された事業所での就労の継続を図るため、事業主等との連絡調整、日常生活を行う上での課題に関する助言を行います。
⑥ 療養介護	医療と常時介護を必要とする障がいのある人に、日中病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の支援を行います。
⑦ 短期入所 (ショートステイ)	<p>自宅で介護する人が、疾病やその他の理由により介護ができない場合に、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所により、夜間も含め、入浴、排せつ、食事の介護等の必要な支援を行います。</p> <p>障がい者支援施設等で実施している福祉型と、病院等で実施している医療型があります。</p>

【見込み量】

事業名		区分	第五期（実績）		第六期（見込み）		
			平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 生活介護		合計日数 (人日/月)	7,092	7,206	7,321	7,438	7,557
		実利用者数 (人/月)	404	398	410	422	434
② 自立訓練	機能訓練	合計日数 (人日/月)	107	135	148	163	179
		実利用者数 (人/月)	14	13	15	15	15
	生活訓練	合計日数 (人日/月)	230	184	212	217	222
		実利用者数 (人/月)	13	11	12	12	12

※人日/月：月の利用見込人数×月の平均利用日数



【見込み量】

事業名		区分	第五期（実績）		第六期（見込み）		
			平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
③ 就労移行支援		合計日数 (人日/月)	826	831	933	1,051	1,183
		実利用者数 (人/月)	55	52	61	69	78
④ 就労継続支援	A型	合計日数 (人日/月)	434	543	526	537	548
		実利用者数 (人/月)	25	29	29	29	29
	B型	合計日数 (人日/月)	6,860	6,890	7,157	7,450	7,755
		実利用者数 (人/月)	444	451	455	459	463
⑤ 就労定着支援		人数 (人/月)	20	21	32	34	36
⑥ 療養介護		人数 (人/月)	36	40	42	42	42

※人日/月：月の利用見込人数×月の平均利用日数

第5章 サービスの提供について～成果目標とサービスの見込み量～

【見込み量】

事業名		区分	第五期（実績）		第六期（見込み）		
			平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑦ 短期入所 （ショートステイ）	福祉型	合計日数 （人日/月）	489	380	498	507	517
		実利用者数 （人/月）	119	77	122	125	128
	医療型	合計日数 （人日/月）	293	242	298	303	308
		実利用者数 （人/月）	35	33	35	35	35
	合計	合計日数 （人日/月）	782	622	796	810	825
		実利用者数 （人/月）	154	110	157	160	164

※人日/月：月の利用見込人数×月の平均利用日数

【サービス量の確保のための方策】

事業名	サービス量確保のための方策
① 生活介護	<ul style="list-style-type: none"> • 地域自立支援協議会、市内就労施設関係会議、特別支援学校などとの懇談を通して、市における日中活動系サービスの必要量を検討し、障がいのある人の様々なニーズに対応できる日中活動の場の確保に努めるとともに、サービスを提供する人材の確保・育成を図ります。 • 日中活動の場で、医療的ケアに対応できるよう体制を整備します。 • 「就労定着支援」については、就労移行支援事業所等に事業所の開設を働きかけ、必要なサービス量の確保に努めます。
② 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	
③ 就労移行支援	
④ 就労継続支援 (A型・B型)	
⑤ 就労定着支援	
⑥ 療養介護	
⑦ 短期入所 (ショートステイ)	<ul style="list-style-type: none"> • 病院併設型の短期入所事業への支援を行うとともに、精神障がい者の受け入れができるサービス事業者が少ないことから、広域での対応も視野に入れて東京都や近隣市と連携を図り、必要なサービス量の確保に努めます。

第5章 サービスの提供について～成果目標とサービスの見込み量～

(3) 居住系サービス

【事業名と内容】

事業名	内容
① 自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）等を利用して一人暮らしを希望する障がいのある人に対し、一定の期間、定期的に居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、利用者からの相談・要請がある場合は随時の対応を行います。
② 共同生活援助 （グループホーム）	地域で共同生活を営むことに支障のない障がいのある人に、主に夜間、共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
③ 施設入所支援	施設に入所している障がいのある人に、主に夜間、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

第5章 サービスの提供について～成果目標とサービスの見込み量～

【見込み量】

事業名	区分	第五期（実績）		第六期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 自立生活援助	人数 (人/月)	5	3	5	6	7
② 共同生活援助 (グループホーム)	人数 (人/月)	196	207	219	231	244
	市内 施設数 (箇所)	28	29	32	33	34
③ 施設入所支援	人数 (人/月)	112	113	109	108	107

【サービス量の確保のための方策】

事業名	サービス量確保のための方策
① 自立生活援助	サービスを担う事業者の新規開設を促し、必要なサービス量の確保に努めます。
② 共同生活援助 (グループホーム)	サービスを担う事業者の新規開設を促し、グループホームの計画的な整備を進めるとともに、地域においては障がいのある人がグループホームで生活することへの市民の理解を深めるための普及啓発を図り、必要なサービス量の確保に努めます。
③ 施設入所支援	サービスの提供に向けて、サービス提供事業者への情報提供を図るとともに相談に応じ、また、必要に応じて事業者への支援を行います。

2 相談支援の見込み量

【事業名と内容】

事業名	内容
① 計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する人に、サービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、支給決定後の計画のモニタリングを行います。
② 地域移行支援	施設入所や入院等をしている人に対して、住居の確保や、地域生活への移行等について、相談などの必要な支援を行います。
③ 地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

【見込み量】

事業名	区分	第五期（実績）		第六期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 計画相談支援	人数 (月平均)	181.4	197.8	231	249	269
② 地域移行支援	人数 (月平均)	1	1	2	2	2
③ 地域定着支援	人数 (月平均)	6	10	14	14	14

【サービス量の確保のための方策】

事業名	サービス量確保のための方策
① 計画相談支援	<p>サービス等利用計画等に関する連絡、調整が適切に行われるように、地域自立支援協議会や相談支援事業所などとの連携により、相談支援体制の充実に努めます。</p> <p>計画相談支援の見込み量を確保するため、事業者の新規参入を促進し、特定相談支援事業所の増加に努めます。</p>
② 地域移行支援	<p>ネットワークを活用した、専門的な相談支援が実施できる体制を整えるなど、関係機関との連絡調整を行い、地域移行を推進します。</p>
③ 地域定着支援	<p>関係機関との連携体制を確保し、障がいの特性に応じた緊急時の対応等ができるように、相談支援やケアマネジメントの向上を目指しながら、地域定着の支援に努めます。</p>

第5章 サービスの提供について～成果目標とサービスの見込み量～

3 障がい児支援（障害児通所支援・障害児相談支援）の見込み量

【事業名と内容】

事業名	内容
① 児童発達支援	小学校就学前の6歳までの障がいのある子が通い、日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、保育園や幼稚園のように遊びや日頃の生活習慣を学ぶ場を提供し、支援を行います。
② 医療型児童発達支援	肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行います。
③ 放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。
④ 保育所等訪問支援	保育所等を訪問して、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための支援を行います。
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がいのある児童に、居宅を訪問して発達支援を行います。
⑥ 障害児相談支援	障がい児通所サービスの利用を希望する児童に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画を作成します。

第5章 サービスの提供について～成果目標とサービスの見込み量～

【見込み量】

事業名	区分	第五期（実績）		第六期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 児童発達支援	合計日数 (人日/月)	880	979	948	966	984
	実利用者数 (人/月)	101	121	135	151	169
② 医療型児童発達支援	合計日数 (人日/月)	4	10	9	9	9
	実利用者数 (人/月)	1	2	3	3	3
③ 放課後等デイサービス	合計日数 (人日/月)	3,165	3,278	3,286	3,352	3,419
	実利用者数 (人/月)	276	281	284	289	294
④ 保育所等訪問支援	合計日数 (人日/月)	8	6	7	10	10
	実利用者数 (人/月)	1	2	2	3	3

第5章 サービスの提供について～成果目標とサービスの見込み量～

【見込み量】

事業名	区分	第五期（実績）		第六期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	合計日数 (人日/月)	0	0	2	2	2
	実利用者数 (人/月)	0	0	1	1	1
⑥ 障害児相談支援	人数 (月平均)	29.6	23.6	26	28	31

※人日/月：月の利用見込人数×月の平均利用日数

※このほか、小平市では、言語聴覚士・臨床発達心理士等の相談員が、市内の公立保育園・私立保育園・小規模保育事業施設・私立幼稚園・認定こども園を巡回し、保育士や幼稚園教諭に、園児の発達等に関する指導・助言を行う「巡回相談事業」を実施しています。

【サービス量の確保のための方策】

事業名	サービス量確保のための方策
① 児童発達支援	市内には、6事業所が開設されています。需要が増加している事業であることから、利用者のニーズを的確に把握する必要があります。引き続き、必要なサービス量の確保に努めます。
② 医療型児童発達支援	心身障害児通所訓練委託事業等を通して必要なサービス量の確保に努めます。
③ 放課後等デイサービス	需要が増加している事業であることから、利用者のニーズを的確に把握する必要があります。市内には、15事業所が開設されています。引き続き、必要なサービス量の確保に努めます。
④ 保育所等訪問支援	現在、市内にサービスを提供する事業所がないため、主に、児童発達支援等を実施している事業者等に開設を働きかけ、必要なサービス量の確保に努めます。 なお、令和4年度に児童発達支援センターにおいて、新たに事業を実施します。
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等を実施している事業者等に対し、事業所の開設を働きかけ、必要なサービス量の確保に努めます。
⑥ 障害児相談支援	児童の心身の状況や生活環境などを考慮し、児童またはその保護者のサービス利用の意向が反映されるよう、相談支援事業者などとの連携により、相談支援の充実に努めます。 事業者に対し、障害児相談支援事業の開設について働きかけをし、相談支援事業者数を増やします。

4 地域生活支援事業の見込み量

(1) 必須事業

【事業名と内容】

事業名	内容
① 理解促進研修・啓発事業	地域住民を対象にして、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を行います。
② 自発的活動支援事業	障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）を支援します。
③ 相談支援事業	市内4か所に相談支援事業者を置き、中立・公平性を確保し、必要な情報の提供、助言、サービス利用支援などを行います。
④ 成年後見制度利用支援事業	「成年後見制度」による支援を必要とする障がいのある人に、制度利用の促進を図ります。
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
⑥ 意思疎通支援事業	聴覚、言語、音声、視覚などの障がいで意思疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者等の派遣などを行います。
⑦ 日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人等に、必要性に応じて、それぞれの障がいの特性に合った日常生活用具を給付し、日常生活の利便性を図ります。
⑧ 手話奉仕員養成研修事業	日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行います。
⑨ 移動支援事業（個別移動支援）	屋外での移動が困難な障がいのある人（小学生以上）が、自立した地域生活と社会参加を実現できるように、外出のための移動を支援します。
⑩ 移動支援事業（車両移送支援）	障害者福祉センター、あおぞら福祉センター、緑成会整育園の重度障がいの通所者に対し、車両による送迎を行います。
⑪ 地域活動支援センター	在宅の障がいのある人等に、創作的活動や生産活動、社会交流等を行う場を提供します。

第5章 サービスの提供について～成果目標とサービスの見込み量～

【見込み量】

事業名		区分	第五期（実績）		第六期（見込み）		
			平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 理解促進研修・啓発事業		有／無	有	有	有	有	有
② 自発的活動支援事業		有／無	—	無	検討	検討	検討
③ 相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	4	4	4	4	4
	基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	2	2	2	2	2
	住宅入居等支援事業（居住支援の推進事業）	有／無	有	有	有	有	有
④ 成年後見制度利用支援事業		利用者数人/年	6	7	6	6	6
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業		有／無	無	無	検討	検討	検討
⑥ 意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	利用者数人/年	400	369	419	419	419
	要約筆記者派遣事業		30	22	25	25	25
⑦ 日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付等件数/年	23	28	29	31	33
	自立生活支援用具		35	23	37	41	45
	在宅療養等支援用具		26	27	37	42	47
	情報・意思疎通支援用具		27	18	31	32	33
	排泄管理支援用具		2,020	1,900	2,062	2,070	2,078
	居宅生活動作補助用具（住宅設備改善費）		15	25	20	20	20

第5章 サービスの提供について～成果目標とサービスの見込み量～

【見込み量】

事業名		区分	第五期（実績）		第六期（見込み）			
			平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
⑧ 手話奉仕員養成研修事業		養成講習 修了者数 人/年	43	41	41	41	41	
移動 支援 事業	⑨ 個別移動	利用 事業所数	箇所	48	55	52	54	57
		利用者数	人/月	184	182	182	188	193
		利用時間数	時間/月	2,051	2,038	2,019	2,106	2,197
	⑩ 車両移送	利用者数	人/月	105	106	105	106	106
⑪ 地域活動支援 センター		基礎的事業	実施 箇所数	2	2	2	2	2
			利用者数 人/月	113	110	111	111	111
		機能強化 事業	実施 箇所数	2	2	2	2	2

【サービス量の確保のための方策】

事業名	サービス量確保のための方策
① 理解促進研修・啓発事業	地域自立支援協議会、当事者や支援団体等とのネットワークにより、市民にわかりやすい講演会等を開催します。
② 自発的活動支援事業	同じ障がいのある人やその家族同士の交流活動の確保や悩みに関する相談、アドバイス等を行います。
③ 相談支援事業	相談支援事業者や市内の障がい者施設、学校や保育園、幼稚園などとも連携し、相談支援業務の充実を図ります。
④ 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度推進機関である権利擁護センターこだいらと連携し、成年後見制度の普及・利用の促進を図ります。
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる社会貢献型後見人（市民後見人）を養成するために、養成研修等を実施します。
⑥ 意思疎通支援事業	現状の派遣状況が確保できるよう、手話通訳者養成講習会を計画的に実施し、手話通訳者の確保に努めます。 要約筆記者派遣事業では、必要な方への情報提供に努め利用量の増進を図ります。 言語障がい者、視覚障がい者及び知的障がい者等への意思疎通支援のあり方について検討します。
⑦ 日常生活用具給付等事業	「障がい者のしおり」や市のホームページ、障がい者団体を通じて事業内容の周知に努めます。 生活用具の利便性や操作性など十分に検討しながら、支給品目の見直しを行います。
⑧ 手話奉仕員養成研修事業	手話通訳者派遣事業では、「手話通訳者養成講習会」を引き続き実施し、通訳者の養成に努めるとともに、その充実を図ります。
⑨ 移動支援事業（個別移動支援）	移動支援ヘルパー養成研修の実施により、ヘルパーの養成とサービスの質の向上に努めます。
⑩ 移動支援事業（車両移送支援）	引き続き必要なサービス量の確保に努めます。
⑪ 地域活動支援センター	関係機関との連携を図り支援体制を整え、広く情報提供を行うことにより利用の促進を図ります。

第5章 サービスの提供について～成果目標とサービスの見込み量～

(2) 任意事業

【事業名と内容】

事業名	内容
① 訪問入浴サービス事業	自宅浴室での入浴が困難な65歳未満の人で、介護保険制度に該当しない重度心身障がい者の居宅に巡回入浴車を派遣し、組立式浴そうにより入浴介助を行います。
② 日中一時支援事業	自宅で介護する人が、疾病やその他の理由により介護ができない場合に、障害福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、排せつ、食事の介護等の必要な支援を行います。
③ 心身障害者運転免許取得費補助事業	心身障がい者の自動車運転免許の取得費用について、その一部を補助します。
④ 身体障害者用自動車改造費補助事業	身体障がい者が、就労等に伴い、本人が所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を補助します。
⑤ 点字・声の広報等発行事業	それぞれの障がい特性に配慮して、市の広報や地域で生活するうえで必要度の高い情報を提供します。 また、音声ガイド付きの点字プリンターを障がい者地域自立生活支援センターひびきに設置しています。
⑥ 社会参加支援事業	スポーツ、芸術文化活動等を行うことにより、障がいのある人等の社会参加を促します ◇ 障がい者運動会 積極的に外へ出る機会をつくり、健康増進と親睦交流を深めるために開催します。 ◇ 障がい者作品展 創作活動の支援や市民への啓発のため、毎年小平市役所及び中央公民館で障がい者の作品を展示します。 ◇ 障がい者スポーツ・レクリエーション教室 障害者福祉センターが東京都多摩障害者スポーツセンターと協働して、スポーツ・レクリエーション活動やボランティアなど地域交流の促進を図ります。

第5章 サービスの提供について～成果目標とサービスの見込み量～

【見込み量】

事業名	区分	第五期（実績）		第六期（見込み）			
		平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
① 訪問入浴サービス事業	利用回数 (回/年)	1,054	1,039	1,090	1,095	1,100	
② 日中一時支援事業	利用者数 (人/月)	47	52	54	55	56	
	利用日数 (人日/月)	89	99	103	107	111	
③ 自動車運転免許取得費補助事業	利用件数 (件/年)	4	1	2	2	2	
④ 自動車改造費補助事業	利用件数 (件/年)	1	3	2	2	2	
⑤ 点字・声の広報等発行事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	
⑥ 社会参加支援事業	障がい者運動会	参加人数 (人/年)	351	393	405	417	429
	障がい者作品展	出品 作品数	400	329	340	350	360
		入場人数	986	1,042	1,002	1,012	1,022
	障がい者スポーツ・レクリエーション教室	開催回数 (回/年)	10	9	0	10	10
		参加人数 (人/年) ※（ ）は参加したボランティアの人数	117 (36)	214 (47)	0	235 (52)	235 (52)

※人日/月：月の利用見込人数×月の平均利用日数

【サービス量の確保のための方策】

事業名	サービス量確保のための方策
① 訪問入浴サービス事業	引き続き必要なサービス量の確保に努めます。
② 日中一時支援事業	特に障がい児のサービスを担える新たな事業者の開拓などにより、サービス提供事業所の拡充を図り、身近な場所での利用や今後の利用増に対応できるよう努めます。
③ 自動車運転免許取得費補助事業	引き続き必要なサービス量の確保に努めます。
④ 自動車改造費補助事業	引き続き必要なサービス量の確保に努めます。
⑤ 点字・声の広報等発行事業	<p>視覚障がい者などに必要度の高い情報は、市の各部署に啓発を行い、音声案内付きのホームページや音声コード付きのものをあわせて作成するよう働きかけます。</p> <p>健康福祉部で発行する必要度の高い計画やしおりなどの概要版は、音声案内付きのホームページや音声コード付きのものを作成します。</p> <p>障がい者支援課で発行する計画やしおりなどは、音声コード付きのものを作成し、音声案内付きのホームページや必要に応じてデージー版・声のカセット・点字版も作成します。</p> <p>知的障がい者などへのわかりやすい情報の提供については、必要に応じてフリガナ付きの情報提供や、デリバリーコードいらなどの活用により取り組みます。</p>
⑥ 社会参加支援事業	<p>公民館で実施するけやき青年教室では、軽度の知的障がいのある青年を対象にしたレクリエーション活動を実施しています。あおぞら福祉センターでは「あおぞら作品展」、障害者福祉センターでは「センターまつり」を実施しています。</p> <p>市内の施設で実施している、障がいに対する理解を地域に広げる催しに対して支援をします。</p>

5 地域福祉推進事業

【事業名と内容】

事業名		内 容
① 障害者就労・生活支援センター ほっと		障がいのある人の一般就労を促進するために、職業相談や職場開拓・職場実習支援などを実施し、職業的自立・社会的自立と社会参加を支援します。
② 働く場・訓練の場の拡大	市役所職場体験実習	市の公共施設で職業訓練を行うことにより、スキルアップと実習受入先職員の障がい理解の促進を図ります。
	公共施設での施設製品販売	施設で働く人の工賃の向上と就労訓練及び市民への障がい理解を拡げることが目的として実施します。
	緑の創出推進事業	公園街路樹の植栽、屋上や壁面の緑化など、緑の創出、保全に関する事業に従事することにより、職業訓練の機会の拡大を図ります。
③ の福祉確保施設等に向けたお取組の推進	障がい者支援施設等との随意契約の範囲の拡大	障がい者の仕事の確保のため、市の事業における福祉施設等からの物品の調達、公園・公共施設の清掃、広報の配送などの受注機会の増大に努めます。
	障がい者就労施設等からの物品・役務の調達方針の推進	指針に基づき、障害福祉サービス事業所等の提供する物品、サービスの優先購入(調達)を推進します。
④ 障がい者自立体験事業		障がいのある人を対象に、日常生活に必要な知識の習得、自己選択や決定ができる自立した生活を目指すための宿泊体験を行います。

第5章 サービスの提供について～成果目標とサービスの見込み量～

【見込み量】

事業名		区分	第五期（実績）		第六期（見込み）		
			平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 障害者就労・生活支援センターほっと		登録者人数 (人/年)	565	613	660	700	750
		就労移行者 (人/年)	54	51	50	50	50
		就労定着率 ※ (%)	89	85	85	85	85
② 働く場・訓練の場の拡大	市役所職場体験実習	実施日数 (日/年)	115	157	128	128	128
		参加人数 (人/年)	45	52	61	61	61
	公共施設での施設製品販売	実施日数 (日/年)	20	15	20	20	20
		参加人数 (人/年)	29	26	37	37	37
		売上金額 (円/年)	1,537,860	1,052,560	150万	150万	150万
	緑の創出推進事業	実施箇所 (箇所/年)	3	3	3	3	3
		参加人数 (人/年)	129	133	135	135	135

※ 就労定着率（職場定着率）

区市町村障害者就労支援事業利用による支援開始1年後の職場定着率

【見込み量】

事業名		区分	第五期（実績）		第六期（見込み）		
			平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
③ 福祉施設等における仕事の確保に向けた取組の推進	障がい者支援施設等との随意契約の範囲の拡大	新規契約	0	0	1	1	1
	障がい者就労施設等からの物品・役務の調達方針の推進	毎年度策定	策定	策定	策定	策定	策定
④ 障がい者自立体験事業		実施箇所数	2	2	2	2	2
		実施日数（日/年）	173	138	170	173	176

【事業推進のための方策】

事業名	事業推進のための方策
① 障害者就労・生活支援センターほっと	引き続き必要な量の確保に努めます。
② 働く場・訓練の場の拡大	さまざまな障がい特性に応じた就労機会を創出するためには、市内の事業所の理解が不可欠です。 市が自らその範を示し、市の事業の中で多様な職業訓練の機会を提供するとともに、障がいのある人の多様な雇用の場の創出を目指します。
③ 福祉施設等における仕事の確保に向けた取組の推進	福祉施設等における工賃の向上を図るため、施設等が扱う商品や提供する役務の内容について市役所各課に対し周知を行い、庁用物品としての活用や役務の提供につながるよう努めます。
④ 障がい者自立体験事業	相談支援事業所や市内の障がい者施設等、地域のネットワークを活用し、事業の充実を図ります。

第6章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制の整備

障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、障がい当事者やその家族、障がい者団体の意見・要望等を活かしていくとともに、福祉・保健・保育・教育・就労などの幅広い分野の連携や地域内の多様な社会資源のネットワーク化が必要不可欠です。

本計画では、行政・事業者・市民が一体となって、様々な関係者・関係機関の連携や協働を推進し、障がいのある人を支えるネットワークの構築を目指します。

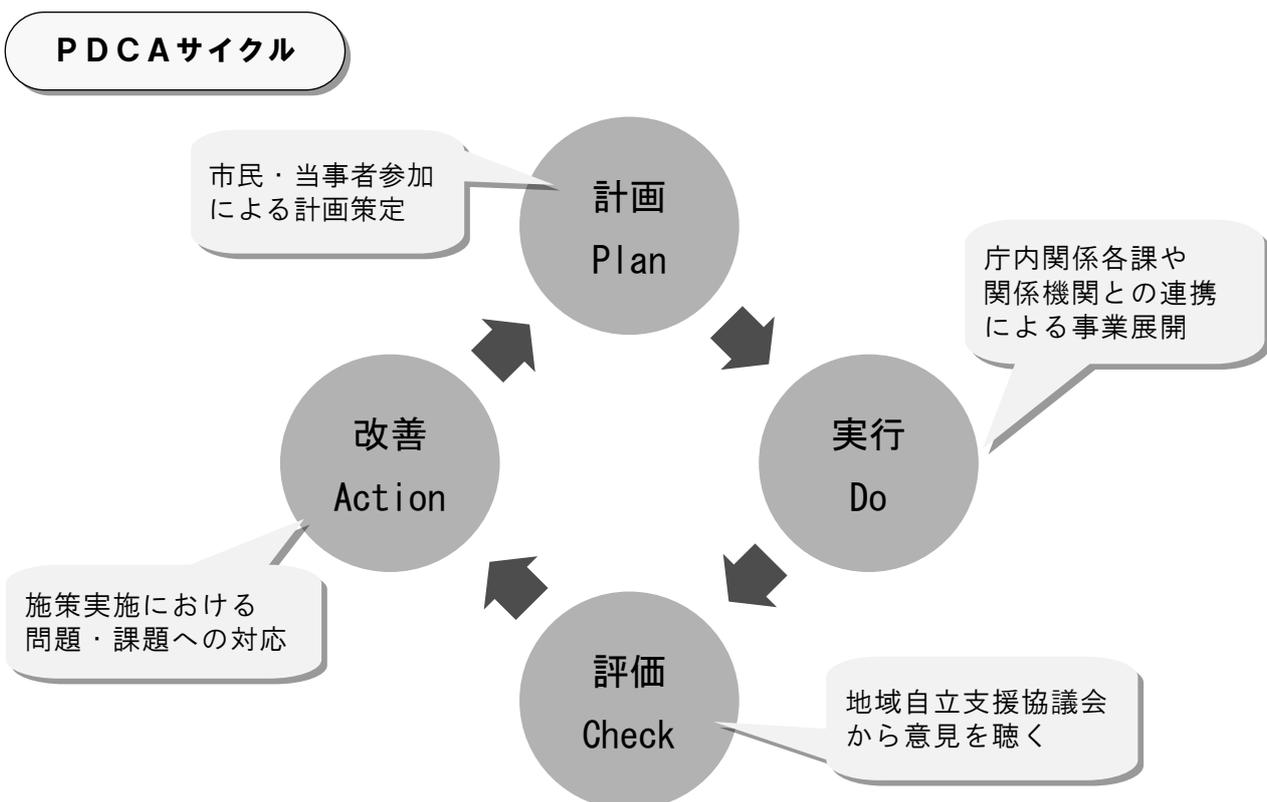
また、市関係各課における情報の共有化や連携を図り、庁内での総合的な推進体制の整備と強化に努めます。

「地域自立支援協議会」では、「PDCAサイクル」に基づいた計画の推進と進行管理を行うとともに、地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、相談支援事業についての中立性・公平性の確保や、地域の関係機関によるネットワークの構築に向けた取組を推進します。

この計画に掲げた施策について、国や東京都の実施する各種事業や制度を活用し、連携を図りながら実施します。

小平市だけでは解決できない様々な広域的・専門的課題に対しては、近隣各市、国や都とも緊密に連携を取り、必要に応じて意見や要望を伝えます。

さらに、限られた予算のなかでより効率的かつ効果的な事業運営を図るため、既存の施策の統合・再編などを行い、新しい施策を展開していくための必要性について、広く市民に理解を求めることに努めます。

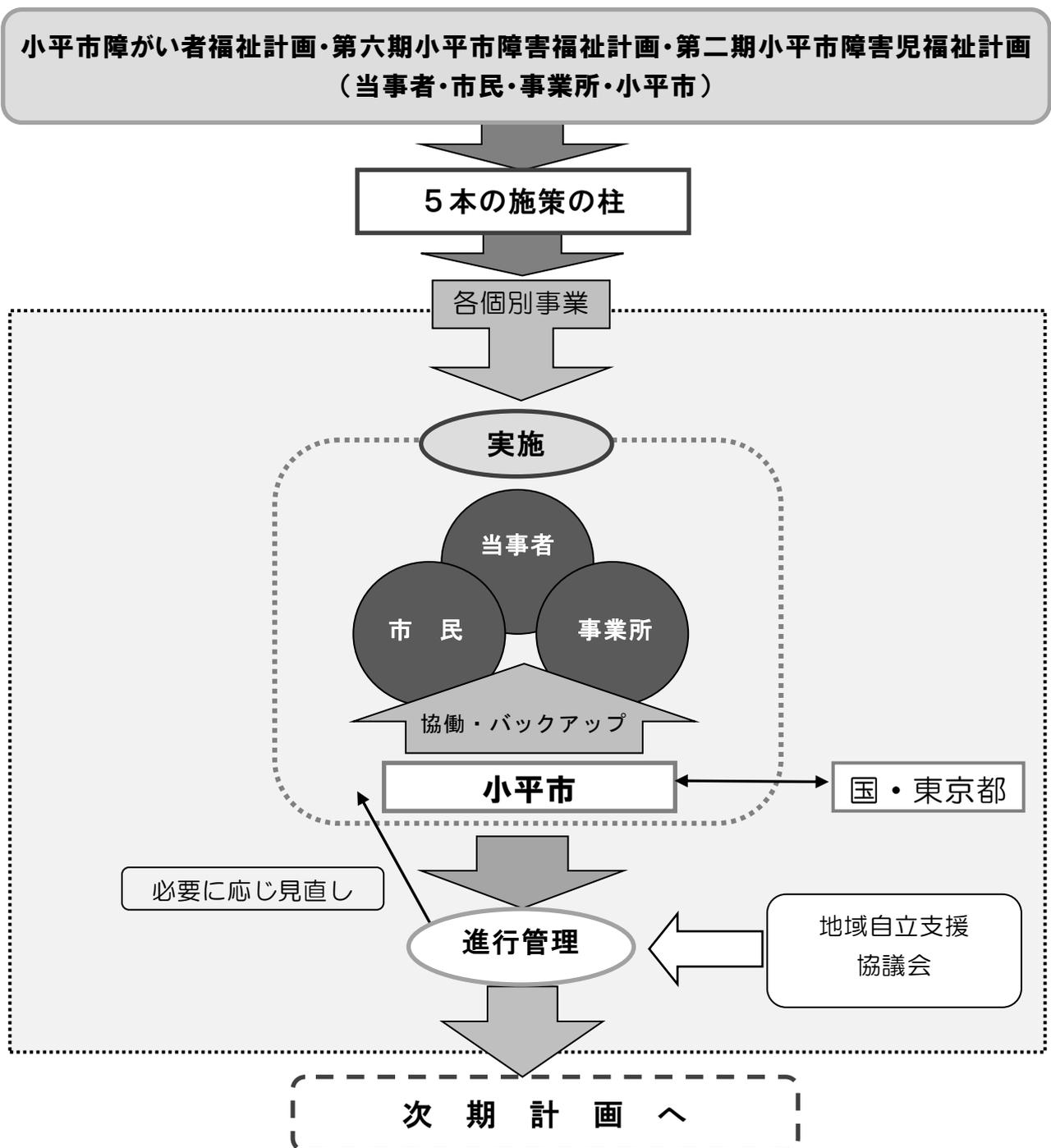


2 計画の進行管理

地域自立支援協議会において「PDCAサイクル」に基づいた計画の進捗管理を図るため、成果目標・見込み量（活動指標）等に関する実績を把握し、分析・評価を行います。また、本計画において今後検討する事項とした課題については、継続して取組を進めます。

計画の進捗や効果の評価結果、今後の社会情勢の変化や新たな国・都の施策、近隣市や市内の動向などに柔軟に対応し、必要に応じて見直しをします。

【計画の推進体制と進行管理の流れ】



資料編

1 小平市障がい者福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画検討委員会設置要綱

令和2年4月1日 制定

(設置)

第1条 小平市障がい者福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、障がい者及び障がい児やその家族、有識者や関係団体及び市民が有する諸課題の検討を行うため、小平市障がい者福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、識見を有する者、保健医療関係者、福祉関係者及び市民のうち市長が依頼する19人以内をもって構成する。

2 委員のうち8人以内は、公募により選任する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるときは、委員会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手續、傍聴人の遵守事項その他会議の公開について必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要に応じて検討事項に関係がある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(設置期間)

第8条 委員会の設置期間は、その設置の日から令和3年3月31日までとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部障がい者支援課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 小平市障がい者福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画検討委員会名簿

(50音順・敬称略)

	氏名	所属
1	安家 美砂子	公募委員
2	伊藤 善尚	公募委員
3	入江 毅	公募委員
4	岡田 健	小平市障害者団体連絡会
5	片桐 陽子	小平市障害者団体連絡会
6	竹内 よし子	小平市民生委員児童委員協議会
7	竹中 敏明	小平市立障害者福祉センター
8	多々良 康子	社会福祉法人 武蔵野会 小平福祉園
9	外山 愛	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
10	中村 真英	小平市障害者就労・生活支援センターほっと
11	二通 藤乃	公募委員
12	廣澤 満之	白梅学園大学
13	福島 幸一	小平市障害者団体連絡会
14	本田 浩子	東京都多摩小平保健所
15	牧村 千佳	公募委員
16	宮崎 卓矢	東京都立小平特別支援学校
17	山本 彩香	公募委員
18	和田 淳	公募委員
19	渡邊 剛庸	公募委員

3 小平市障がい者福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画委員会の検討経過

回	開催日	検討事項
第1回	令和2年 6月24日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画検討委員会の進め方について ・計画についての説明 ・アンケート調査結果報告の概要について ・今後の進め方、国の目標などについて ・計画の構成（案）：第1章～第3章
第2回	令和2年 8月5日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回検討委員会で出された意見の整理について ・計画第2章及び第4章
第3回	令和2年 9月23日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回検討委員会で出された意見の整理 ・計画第2章及び第4～6章
第4回	令和2年 10月21日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案の検討 ・パブリックコメントの実施及び市民懇談会等の開催について
第5回	令和3年 1月20日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント及び市民懇談会等の結果報告について ・計画素案からの主な変更点について

4 小平市地域自立支援協議会設置要綱

平成20年5月1日

事務執行規程

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第3号に掲げる事業(以下「相談支援事業」という。)を適切に実施し、及び地域の障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)の福祉に関する広範なネットワークの構築を推進するための中核機関として、小平市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業に係る中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例の支援の在り方に対する協議及び調整に関すること。
- (3) 自立支援給付に係るサービス等利用計画のモニタリングに関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワークの構築に向けた協議に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する計画、法第88条第1項に規定する計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する計画の進捗状況の評価及び進行管理に関すること。
- (7) 地域の障害者等を支える人材の養成に関すること。
- (8) その他障害者等の福祉の増進に関し市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する16人以内の常任委員及び市長が必要に応じて依頼する特別委員2人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 相談支援事業者(権利擁護関係者を含む。)
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 指定障害福祉サービス事業者
- (5) 療育・教育関係者
- (6) 民生委員児童委員
- (7) 小平市障害者団体連絡会
- (8) 障害当事者及びその家族
- (9) 就労支援関係者

2 常任委員の任期は、依頼の日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

3 特別委員の任期は、特別委員を委嘱することにより市長が定めるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、常任委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(全体会)

第5条 第2条に規定する所掌事項のうち重要な事項について協議し、及び対応を決定するた

め、協議会に全体会を置く。

- 2 全体会は、常任委員及び特別委員で構成する。
- 3 全体会の会議は、原則として年4回開催する。
- 4 会長は、全体会を招集し、全体会の会議を主宰する。

(幹事会)

第6条 第2条に規定する所掌事項について協議し、その取扱いを調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、常任委員11人以内で構成する。
- 3 幹事会の会議は、全体会の会議を開催しない月に必要に応じて開催する。
- 4 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、会長がこれを指名する。
- 5 幹事長は、幹事会を招集し、幹事会の会議を主宰する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する所掌事項について必要な資料の収集、調査及び研究を行うため、協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第8条 全体会、幹事会及び専門部会は、必要に応じて常任委員及び特別委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部障がい者支援課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、令和2年5月25日から施行する。

5 小平市地域自立支援協議会委員名簿

(50音順・敬称略)

	氏名	所属
常任委員	加藤 智子	小平手をつなぐ親の会 (小平市障害者団体連絡会)
常任委員	河合 雄三	社会福祉法人 六三四 生活リハビリセンター絆
常任委員	川村 武士	地域生活支援センターあさやけ
常任委員	黒澤 秋津	東京都立小平特別支援学校
常任委員	澤 恭弘	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
常任委員	下村 孝	小平市聴力障害者協会 (小平市障害者団体連絡会)
常任委員	杉本 豊和	白梅学園大学
常任委員	瀧澤 真沙志	特定非営利活動法人 自立生活センター・小平 (小平市障害者団体連絡会)
常任委員	竹内 よし子	小平市民生委員児童委員協議会
常任委員	多々良 康子	社会福祉法人 武蔵野会 小平福祉園
常任委員	塚本 英昭	小平市障がい者地域自立生活支援センターひびき
常任委員	長澤 宏幸	食事サービスセンターなごみ (小平市障害者団体連絡会)
常任委員	中村 真英	小平市障害者就労・生活支援センターほっと
常任委員	野澤 大輔	一般財団法人 多摩緑成会 緑成会整育園
常任委員	本田 浩子	東京都多摩小平保健所
常任委員	松井 勉	地域生活支援センター澄水
特別委員	柴田 邦臣	津田塾大学
特別委員	徳永 智子	権利擁護センターぱあとなあ東京

6 小平市地域自立支援協議会の検討経過

回	開催日	検討事項
第1回	令和2年 6月26日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・協議事項及び運営体制について ・令和元年度地域自立支援協議会実施状況 ・計画策定の基本方針、スケジュール及び実態調査について ほか
第2回	令和2年 8月24日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・日中サービス支援型共同生活援助の開設報告について ・小平市障がい福祉計画・第五期小平市障害福祉計画・第一期小平市障害児福祉計画の令和元年度進捗状況調査 ・小平市障がい福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画について ほか
第3回	令和2年 10月26日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・小平市障がい福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画検討委員会（第4回）の報告について ・小平市障がい福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画に対する意見について ・コロナ禍の対応について ほか
第4回	令和3年 1月25日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・小平市障がい福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画策定の進捗状況について ・地域生活支援拠点の協議について ・幹事会及び困難事例研究報告 ほか

7 小平市障がい者福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期障害児福祉計画策定調整会議設置要綱

令和2年4月1日 制定

(設置)

第1条 小平市障がい者福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、総合的な障がい者及び障がい児の福祉施策について検討を行うため、小平市障がい者福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画策定調整会議（以下「策定調整会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 策定調整会議は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 策定調整会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 策定調整会議に会長及び副会長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 会長は、策定調整会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 策定調整会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第6条 策定調整会議に事務の円滑な推進を図るため、ワーキングチーム（以下「チーム」という。）を置く。

- 2 チームメンバーは、会長が別に定める。
- 3 チームにリーダー及びサブリーダーを置き、会長が指名する。
- 4 リーダーは、会議を総理し、チームの議長となる。
- 5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 チームの会議は、リーダーが招集する。
- 7 リーダーは、必要があると認めるときは、メンバー以外の者の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 リーダーは、チームの検討等の結果を策定調整会議に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 調整会議及びチームの庶務は、健康福祉部障がい者支援課が処理する。

(設置期間)

第9条 策定調整会議の設置期間は、その設置の日から令和3年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定調整会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

役 職	職 務 名
会 長	健康福祉部長
副会長	健康福祉部障がい者支援課長
委 員	総務部防災危機管理課長
委 員	子ども家庭部子育て支援課長
委 員	子ども家庭部保育指導担当課長
委 員	子ども家庭部保育課長
委 員	健康福祉部生活支援課長
委 員	健康福祉部高齢者支援課長
委 員	健康福祉部健康推進課長
委 員	都市開発部都市計画課長
委 員	都市開発部公共交通課長
委 員	教育部教育施策推進担当課長

8 小平市障がい者福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画策定調整会議、ワーキングチーム、事務局名簿

(注) 所属は令和2年4月1日現在の組織名です。

【小平市障がい者福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期障害児福祉計画策定調整会議名簿】

役職	職務名
会長	健康福祉部長
副会長	健康福祉部障がい者支援課長
委員	総務部防災危機管理課長
委員	子ども家庭部子育て支援課長
委員	子ども家庭部保育指導担当課長
委員	子ども家庭部保育課長
委員	健康福祉部生活支援課長
委員	健康福祉部高齢者支援課長
委員	健康福祉部健康推進課長
委員	都市開発部都市計画課長
委員	都市開発部公共交通課長
委員	教育部教育施策推進担当課長

【ワーキングチーム名簿】

役 職	所 属
リーダー	健康福祉部生活支援課
サブリーダー	健康福祉部障がい者支援課
メンバー	総務部防災危機管理課
メンバー	子ども家庭部子育て支援課
メンバー	子ども家庭部保育課
メンバー	健康福祉部高齢者支援課
メンバー	健康福祉部健康推進課
メンバー	都市開発部都市計画課
メンバー	都市開発部公共交通課
メンバー	教育部指導課
メンバー	企画政策部政策課

【事務局名簿】

役 職	所 属
事務局長	健康福祉部障がい者支援課長
事務局	健康福祉部障がい者支援課長補佐
事務局	健康福祉部障がい者支援課係長
事務局	健康福祉部障がい者支援課

9 小平市障がい者福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画策定調整会議及びワーキングチームの検討経過

【小平市障がい者福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画策定調整会議】

回	開催日	検討事項
第1回	令和2年 6月10日(水)	① 計画策定の基本方針及びスケジュールについて ② 計画の策定体制及び検討委員会委員の決定について ③ ワーキングチームの設置について
第2回	令和2年 7月20日(月)	① 計画(素案)策定のための検討 第4章 ② ワーキングチーム第1回の報告について
第3回	令和2年 8月31日(月)	① 計画(素案)策定のための検討 第5章 ② ワーキングチーム第2回の報告について
第4回	令和2年 10月6日(火)	① 計画(素案)について ② ワーキングチーム第3回の報告について
第5回	令和3年 1月7日(木)	① 素案の修正(案)について ② パブリックコメント及び市民懇談会等について

【小平市障がい者福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画ワーキングチーム】

回	開催日	検討事項
第1回	令和2年 7月15日(水)	① 計画策定の基本方針及びスケジュールについて ② 第1回検討委員会報告 ③ 計画の構成案について
第2回	令和2年 8月26日(水)	① 第2回検討委員会報告 ② 計画(素案)策定のための検討 第2章から第3章
第3回	令和2年 9月30日(水)	① 第3回検討委員会報告 ② 計画(素案)策定のための検討 第4章から第6章
第4回	令和2年 12月23日 (水)	① 素案の修正(案)について ② パブリックコメント及び市民懇談会等について

10 市民意見公募（パブリックコメント）・市民懇談会等について

（１）市民意見公募（パブリックコメント）

【送付（郵送など）・持参・ファクシミリ・電子メールによるご意見】

意見受付期間	令和2年11月16日（月）～12月15日（火）
意見提出者数	15人

（２）市民懇談会

※特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画と合同開催しました。

	開催日時	会場	参加人員
1	令和2年12月8日（火） 午前10時～11時	小川西町公民館 ホール	6人
2	令和2年12月9日（水） 午後2時～3時	東部市民センター 集会室	6人
3	令和2年12月12日（土） 午前10時～11時	福社会館 小ホール	12人
		計	24人

（３）わかりやすい説明会

開催日時	会場	参加人員
令和2年12月1日（火） 午前10時～11時30分	中央公民館 ホール	24人

用語集

用語集

【あ行】

■愛の手帳（初出：14 ページ）

知的障がいのある人に交付される療育手帳のこと。障がいの程度（1度から4度の区分）によって交付される。

■医療的ケア（初出：42 ページ）

医師の指導の下に、保護者や看護師などが日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為のこと。

■LD（学習障害）（初出：86 ページ）

Learning Disabilities の略。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。

■音声コード（初出：47 ページ）

印刷物に掲載された文字情報を約2cm四方の二次元コードに変換したもので、専用の読み取り装置を使用することで、記録された情報を音声で聞くことができる。漢字を含めた約800文字を格納でき、これまで文書からの情報入手が困難であった視覚障がい者をはじめ、高齢者や外国人などにもわかりやすく情報を提供することが可能となるなど、ユニバーサルデザインの観点からも注目されている。

【か行】

■救急医療情報キット（初出：44 ページ）

災害時や緊急時に活用するため、本人の状況、服薬内容、かかりつけ医、避難支援者、緊急連絡先などの情報を記入した用紙を容器に入れて、冷蔵庫の中に保管するもの。

■言語聴覚士（初出：45 ページ）

音声障がい・失語症などの言語障がい、聴覚障がいのある人の検査・指導・訓練などを担当する専門職。

■高次脳機能障がい（初出：10 ページ）

交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障がいで、外見上は障がいが目立たないため周囲の人に理解されにくく、本人自身が十分に認識できないこともある。

■合理的配慮（初出：4 ページ）

「障害者権利条約」の第2条で定義が示されている。具体的には、障がいのある人が障がいのない人と平等であることを基礎として、すべての人権・基本的自由を持ちまたは行使できることを確保するための必要かつ適切な変更・調整のことを言う。「特定の場面に必要とされるものであり、かつ不釣り合いな、または過重な負担を課さないもの」という条件が付けられる。

【さ行】

■サービス等利用計画（初出：32 ページ）

障害福祉サービスや障害児通所支援を利用する場合は、「サービス等利用計画（または障害児支援利用計画）」を作成し、市町村へ提出する必要がある。これに基づきサービスの支給決定が行われる。計画は、障がいのある人の自立した日常生活を支えるために、本人の心身の状況や環境、サービスの利用に関する意向等を尊重し作成される。

■社会的障壁（初出：10 ページ）

障害者基本法第2条により、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されている。

■障害児通所支援（初出：6 ページ）

児童福祉法に基づく、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援を指す。

■障害者権利条約（初出：3 ページ）

障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約。一般的義務として、障害を理由とするいかなる差別（合理的配慮の否定を含む。）もなしに、すべての障害者のあらゆる人権・基本的自由を完全に実現することを確保・促進すべきことを定めている。また、身体的自由、拷問禁止等の“自由権的権利”及び教育、労働等の“社会権的権利”について、締約国が取るべき措置を定め、条約の実施を促進・保護・監視するための枠組みを維持、強化、指定又は設置すること等も定めている。

■障害福祉サービス（初出：6 ページ）

障害者総合支援法に基づく全国共通のサービスで、「居宅介護」「生活介護」などのサービスから成る「介護給付」と、「自立訓練」「就労移行支援」などから成る「訓練等給付」を総称する呼称で、「訪問系」、「日中活動系」及び「居住系」の3種類のサービス群に大別される。

■ジョブコーチ（職場適応援助者）（初出：46 ページ）

障がいのある人が就労する際に一緒に職場に出向いてさまざまな支援をする援助者をいう。障がいのある人の職場への適応を直接支援するだけでなく、障がいのある人が円滑に就労できるように、事業主や同僚、障がいのある人の家族に助言を行い、障がいの状況に応じた職務の調整や職場環境の改善を行うなど、支援環境づくりに関わる。

■身体障害者補助犬（初出：47 ページ）

身体障害者補助犬は、目、耳、手足に障がいのある人の生活をサポートする、「盲導犬」・「聴導犬」・「介助犬」を指す。特別な訓練を受けている障がいのある人のパートナーで、障がいのある人の自立と社会参加を図るため、人が立ち入ることのできる公共施設、公共交通機関、不特定かつ多数の人が利用する商業施設・飲食店・病院・ホテルなどのほか、一定規模以上の民間企業には補助犬の同伴を受け入れる義務がある。

■スキルアップ（初出：141 ページ）

スキル（資格、技能等）を伸ばす（アップ）こと。

■成年後見制度（初出：4 ページ）

知的障がい、精神障がいなどの障がいや認知症などの理由により、判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する制度。財産の管理やサービス利用などの契約、遺産分割の協議などをサポートする。

【た行】

■地域移行（初出：32 ページ）

施設入所や長期入院をしている人が地域での在宅生活（グループホーム等含む）に戻ることに伴うこと。

■地域活動支援センター（初出：28 ページ）

障がいのある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場。地域生活支援センターなど専門的な職員による相談支援を行う事業所が移行した「Ⅰ型」、機能訓練、入浴等のサービスを行う「Ⅱ型」、小規模作業所等から移行した「Ⅲ型」の3種類の類型がある。

■地域自立支援協議会（初出：8 ページ）

地域における障がいのある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等の参加により市町村が設置・運営するもの。

■地域生活支援事業（初出：3 ページ）

全国共通のサービスである障害福祉サービスなどとは別に、障害者総合支援法第77条及び第78条の規定に基づき市町村、都道府県が行う事業で、「必須事業」と「任意事業」がある。

■地域包括ケアシステム（初出：4 ページ）

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のこと。それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を目指して、介護保険制度と医療保険制度の両分野から、高齢者を地域で支えていくもの。

■ デイジー（DAISY）（初出：140 ページ）

デジタル録音図書の国際標準規格で、Digital Accessible Information System の略。視覚障がい者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のために、音声データを独自の形式で圧縮し、章や節ごとに「見出し」を付けることができる検索性の高い音声媒体である。ディスク1枚に50時間程度収録が可能で、専用の再生機やパソコンに専用のソフトウェアをインストールして再生することができる。

■ デリバリーこ दौर（初出：94 ページ）

“なるほど出前講座”として、市役所の仕事に関する基礎的な情報を出前形式で提供する事業で、市の職員が市民のもとを訪れて話や説明などを行う。

■ 東京都多摩障害者スポーツセンター（初出：89 ページ）

障がいのある人の健康増進と社会参加を促進するための障がい者専用のスポーツ施設で、障がいの種類、程度、スポーツの経験、利用の目的などに応じて支援を行っている。

【な行】**■ 難病等（初出：8 ページ）**

原因不明で治療方法が確立されておらず、後遺症を残すなど生活に著しい障がいをもたらす慢性疾患の総称。

■ ニーズ（初出：34 ページ）

生活場面で生じてくるさまざまな必要性、要求のこと。

【は行】**■ 発達障がい（初出：3 ページ）**

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

■ バリアフリー（初出：3 ページ）

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去しようとする。建築用語で登場し、段差などの物理的障壁の除去を意味することが多いが、より広く、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

■ PDCA サイクル（初出：147 ページ）

行動プロセスの枠組みのひとつで、Plan（立案・計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）、Action（改善）の頭文字を取ったもので、行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に活かそうという考え方。

■ ピアサポーター（初出：43 ページ）

障がいのある人等で、自らの体験に基づき、同じ目線で、同じような課題に直面する仲間（ピア）である障がい者等を支援し、ともに問題解決を図る人のこと。

■ 避難行動要支援者登録名簿（初出：30 ページ）

災害時に自力で避難することが困難な人の情報を名簿に登録し、避難支援などに活用するために作成している名簿。

■ 福祉的就労（初出：19 ページ）

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、障害福祉サービス事業所等において就労の場を提供するとともに、その知識と能力の向上のために必要な訓練を行う。

■ ヘルプカード（初出：30 ページ）

障がいのある人などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めやすくするためのコミュニケーションツールで、緊急連絡先や必要な支援内容などを記載し携帯する。小平市では、平成 26（2014）年 3 月に東京都標準様式に基づき作成し、障がい者手帳等の所持者などに配布している。

■ ヘルプマーク（初出：44 ページ）

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病等の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマーク。

■法定雇用率（初出：4ページ）

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」によって定められた割合。民間企業・国・地方公共団体に対し、それぞれの雇用割合が設けられており、それに相当する人数の身体障がい者または知的障がい者の雇用が義務付けられ、平成30（2018）年4月からは、法定雇用率の算定基礎の対象に、精神障がい者が追加されている。

【ま行】**■モニタリング（初出：63ページ）**

サービス等利用計画（または障害児支援利用計画）に基づき障害福祉サービス等の支給決定がされた後に、サービスの利用状況や本人の状況の変化などを定期的に確認（検証）することをいう。必要に応じて、サービスの量や種類、内容などの見直しを行う。

【や行】**■ユニバーサルデザイン（初出：45ページ）**

「できるだけ多くの人々が利用可能であるようなデザインにすること」が基本コンセプトであるが、障がい者に限定していない点が一般に言われる「バリアフリー」とは異なる。特別な製品や調整をすることなく、可能な限りすべての人々に利用しやすい製品、サービス、環境のデザインのこと。

■要約筆記（初出：48ページ）

聴覚障がいのある人のためのコミュニケーション保障の手段のひとつで、その場で話し手の話の内容を要約し、文字で伝えることをいう。ノートやホワイトボードに文字を書く筆談要約筆記、オーバーヘッドプロジェクター（OHP）を利用するOHP要約筆記、パソコンをプロジェクターに接続し、音声情報をパソコンにテキスト入力し、スクリーン上に提供するパソコン要約筆記等の方法がある。

【ら行】

■ ライフステージ（初出：4 ページ）

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階を言う。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・老後・死に至るまでのそれぞれの段階に応じた節目となるできごとを経験する。また、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがある。

小平市障がい者福祉計画
第六期小平市障害福祉計画
第二期小平市障害児福祉計画

令和3（2021）年3月発行

発行： 小平市健康福祉部障がい者支援課
〒187-8701
東京都小平市小川町二丁目1333番地
電話： 042（346）9540（直通）
F A X： 042（346）9541
電子メール： syogaisyashien@city.kodaira.lg.jp

350 円